

市への意見・要望（分野：健康・福祉・医療）

（令和5年4月1日～令和5年6月30日受付分）

受付日	件名	意見・要望の内容	市の回答・対応	担当課
5/26	藤井寺駅北側周辺の路上喫煙について	<p>藤井寺駅北側ロータリー周辺における受動喫煙の防止対策をお願いします。藤井寺市の受動喫煙防止対策ガイドラインを見ましたが、駅周辺の路上は対象施設には該当しないようですね。このガイドラインに鉄道駅やその周辺地域など公共性の高い場所を追加することは出来ないでしょうか。</p> <p>確認したところ、現在、藤井寺駅北側周辺には3カ所の灰皿が設置されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェイコム店舗前（常設） ・きもの処あだち店舗前（常設） ・餃子の王将店舗前（恐らく営業時間内のみ） <p>このうち特に朝の通勤通学時間において周辺で喫煙する人が多く、周辺を通行する市民が受動喫煙被害を受けていることは明らかです。対策は至極簡単で灰皿を撤去するだけだと思います。灰皿があるから喫煙者はそこが喫煙可能場所だと思っているのでしょうか。各店舗の所有物のようにも思います。だからこそ条例などでしっかりと法的根拠を策定すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>藤井寺駅北側周辺はとても整備されているだけに、この喫煙問題が残念でなりません。藤井寺市をよりよく住みやすい街にするためにはこの灰皿は全く不要物であると考えます。何卒ご検討の程、よろしくお願い致します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙所について ご指摘いただいた箇所のうち、ジェイコム店舗前の喫煙所については、市が日本たばこ産業株式会社と協働し、たばこのポイ捨て防止のため設置したものでございます。 設置当時から比べまして、現在では、受動喫煙を防止する動きが高まっていますので、喫煙所の今後のあり方について撤去すること等も含めて検討してまいります。 （回答：まち保全課） ・ガイドラインについて 本市では、公共施設などを利用される方を受動喫煙から守るための取り組みとして、受動喫煙防止対策ガイドラインを平成30年4月1日より適用し、受動喫煙対策に取り組んでおります。 ご意見いただきました、駅周辺の路上や周辺をガイドラインの対象に追加することについては、現時点では未定でございます。皆様には受動喫煙による、健康への悪影響とその防止の必要性についてご理解ご協力をいただきながら、今後も対策をより一層推進していくため、検討を重ねてまいります。 （回答：健康課） 	健康課 まち保全課